

い な ほ 7 8 号

◆ 発行：日南町農業委員会 ◆ 編集：広報委員会

令和4年標準作業賃金のお知らせ

令和4年度の標準農作業賃金について、3月10日の農業委員会総会で協議し決定しました（価格は消費税込み）。今年から1年間分の作業賃金についてまとめて掲載しています。ご注意ください。

実際の契約にあたっては、下の表を目安として当事者同士でよく話し合って料金を決定してください。

作業名		作業単価	備考
農作業（8時間あたり）		6,600～7,500円	賄いなし 作業内容に応じて
田植え（10aあたり）		一般田	6,600円
		未整備田	8,100円
耕	荒起こし、秋起こし （10aあたり）	一般田	7,100円
		未整備田	8,600円
耘	荒がき（10aあたり）	一般田	5,100円
		未整備田	6,100円
	代かき（10aあたり）	一般田	6,100円
		未整備田	7,100円
ブロードキャスター （10aあたり）		2,500円	燃料費は請負者負担 回送料含む
フレールモア（10aあたり）		一般田	7,100円
		未整備田	8,600円
ハーベスター（10aあたり）		カッター付	8,500円
		カッター無	7,500円
コンバイン（10aあたり）		一般田	16,500円
		未整備田	19,500円
粃摺り・乾燥 （摺上玄米30キロあたり）		生粃水分量に関係なく 930円	燃料費含む
防除作業（動噴） （10aあたり）		水和剤散布 2,500円	薬剤費は依頼者負担
草刈作業（1時間あたり）		刈払機によるあぜ草等 1,500円	燃料費は請負者負担
畔付け（1mあたり）		50円	燃料費は請負者負担 回送料含む

令和3年実績 賃借料状況一覧

令和3年1月から令和3年12月末までに契約（公告）された10aあたりの賃借料の各地域の水準は次のとおりです。

この水準は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議した上で締結してください。なお、物納については、1袋（米30kg）あたり、5,540円として算出しています。（データ数は貸借の件数であり筆数ではありません）

地 区	平均（円）	最高（円）	最低（円）	備 考
日野上地区	6,122	11,782	1,263	全データ 15 件のうち 3 件は使用貸借による契約
山上地区	4,981	8,969	1,000	全データ 85 件のうち 4 件は使用貸借による契約
阿毘縁地区	5,340	10,983	1,350	全データ 20 件のうち 1 件は使用貸借による契約
大宮地区	4,459	8,000	2,000	全データ 15 件のうち 4 件は使用貸借による契約
多里地区	5,188	9,516	1,974	全データ 151 件のうち 121 件は使用貸借による契約
石見地区	4,319	8,000	2,000	全データ 32 件のうち 4 件は使用貸借による契約
福栄地区	4,168	10,000	2,661	全データ 17 件のうち 5 件は使用貸借による契約
日南町全体	4,945	11,782	1,000	全データ 335 件のうち 142 件は使用貸借による契約

「農地中間管理事業」で農地の貸し借りを応援します

○農地中間管理事業とは？

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構という県知事指定の組織（農地中間管理機構）が地権者から農地を預かり、地域の担い手に貸付する事業です。

この事業は農地を大規模農家等に集約し、経営効率を向上させていくことを目的としています。

○メリット

- 出し手：① 公的機関だから安心して任せられる。
② 所有する全農地（10アール未満の自作地を除く）を、新たに、まとめて10年以上貸し付けた場合、固定資産税の軽減措置が受けられる。

- 担い手：① まとまった農地が借りやすい。
② 賃借料の支払いの手間が簡素化できる。

○相談窓口：日南町農業委員会事務局

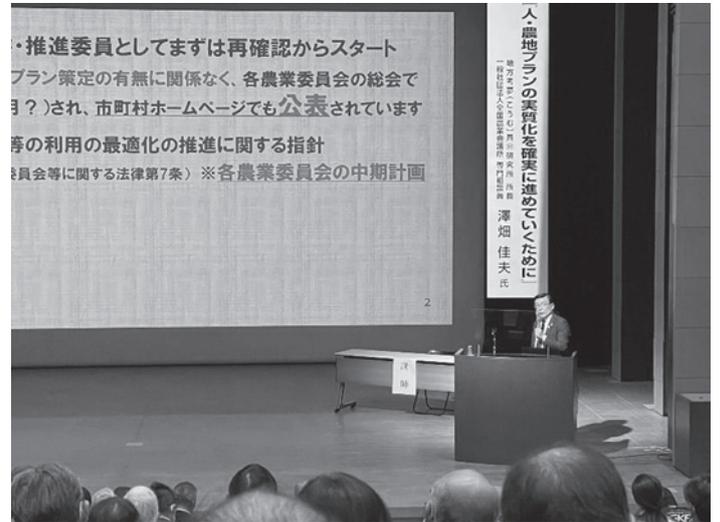


令和3年度農業委員特別研修

11月5日（金）、倉吉市「鳥取県立倉吉未来中心」を会場に、令和3年度鳥取県農業委員会特別研修が開催されました。研修大会では、（一社）全国農業会議所の佐藤陽平次長から「農業委員会を取り巻く情勢と課題」と題して、全国的な農政の状況や農業委員、農地利用最適化推進委員の活動事例について説明がありました。

また、（一社）全国農業会議所の相談員でもある、地方考夢（こうむ）員[®]研究所の澤畑佳夫所長を講師に「人・農地プランの実質化を確実に進めていくために」と題した講演がありました。実際に全国各地で取り組んでこられた話し合いを進めるための注意点やノウハウだけでなく、地域の農政を考える信念や取り組む姿勢の大切さについて強調されました。

研修会当日は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加人数を絞って開催されたため、12月10日の総会終了後に全員で当日のDVDを見ながら、改めて研修を深めました。



農地の売買や転用をする場合には、許可が必需です

農地を売買したり転用したりするときは、農業委員会で手続きを行ってください。もし許可を受けないで行った場合には、農地法に基づき工事の中止や原状回復等の命令や罰則が適用されることがあります。

詳しい内容や申請書類については、ホームページをご覧ください。か、農業委員会事務局までご相談ください。

○農地の売買等

売買または貸借するなど、耕作目的で農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けなければなりません

また、相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出が必要になります。

○農地の転用

住宅や駐車場といった農地以外の用地に転換する場合には、農地法第4条又は第5条の規定による許可を受けなければなりません。一時的に資材置場等に利用する場合もこれに該当します。

※ 所有者が自ら転用する場合（農地の権利移動を伴わない転用）⇒ 第4条転用

※ 売買、賃借等を伴う場合（農地の権利移動を伴う場合）⇒ 第5条転用

※ 農業振興地域の農地において転用する場合には、あらかじめ農業委員会へご相談いただき、除外の手続きを行う必要があります。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
第4条	農地を転用する場合	農地の所有者等	鳥取県知事
第5条	農地を転用するため 売買等を行う場合	農地の所有者（売主）と 転用事業者（買主）	

知って得する 農業者年金

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金で、次のようなメリットがあります。

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」
- 一定要件を満たす方には、月額最大「1万円の保険料補助」
- 保険料は「全額社会保険料控除の対象」

※農業者年金の加入には、

- ① 国民年金第1号被保険者であること
- ② 年間60日以上農業に従事していること
- ③ 60歳未満であること

以上の3つの要件を満たしている必要があります。詳しくはJAまたは農業委員会へご連絡ください。

安全確認と予防対策で農機による事故を防ぎましょう

農林水産省の調査データによると、毎年300人以上の方が農作業中の事故で亡くなっています。農作業中の事故は、一般交通事故の約6倍とも言われていることから、操作時の安全確認と予防対策について今一度考えてみましょう。

確実な運転操作とブレーキ連結の確認

- ・ハンドルやブレーキ操作ミスによる単独事故が多いため、道路状況等に応じた確実な運転を行いましょう。
- ・道路走行時には左右のブレーキを連結し、誤って急旋回による転落、横転を未然に防ぎましょう。

安全キャブ・フレームの装着とシートベルトの着用

- ・救命効果の高い安全キャブやフレームが付いているトラクターを利用しましょう。
- ・トラクター等の農機運転中はシートベルトを着用しましょう。また、ヘルメットの着用にも努めましょう。

低速車マークや反射板を取り付けましょう

- ・後続車から見やすい位置に「低速車マーク」や「反射板」を取り付けましょう。また、夕暮れ時には早めにライトを点灯しましょう。



〔編集後記〕

米価の下落やコロナ禍による燃料費の高騰など農家の心配は尽きないのですが、季節は巡ってまた春がやってきました。たとえ悩みはあったとしても、今年も皆さまの元気と笑顔で、おいしいお米や野菜を全国に届けていきたいと思います。

さて、現在の農業委員および推進委員の体制も今度の5月までとなりました。新しい体制になっても、全員で丸となって農地利用の最適化に取り組んでいきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

広報委員会委員長 岩田 正 委員 梅林 操・天崎直幸・吉川 保

◆ 農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478